

現行の枠組み（H24～）

<b>1 基本活動費</b>	
助成額	
基本活動費基準額	300千円
地区の世帯数に応じた傾斜配分	±50千円
地区の高齢化率に応じた傾斜配分	高齢化率30%以上+10千円
助成対象とされる事業	
日常生活支援活動（見守り・家事援助・除雪・育児などの家事支援活動）	
広報啓発活動（広報誌やチラシ・リーフレット等の作成・配布）	
研修活動（活動者を対象とした研修・見学会等）	
センター運営活動（運営のために実施する各種会議等）	
<b>2 事業加算費</b>	
(1) 基本活動強化事業	
① 見守りカード作成	50千円
対象世帯に配布する緊急連絡カード（グッズ）の作成	
② 相談室・電話相談	30千円
福まち事務室における来所・電話による相談室の開催（週3日以上）	
(2) 地域福祉あんしん推進事業	
① 住民意識調査	30千円
地区全体を対象とした住民意識調査	
② 福祉マップ作成・災害時要配慮者避難支援	30千円、60千円、100千円
福祉マップ作成・研修等の実施、要配慮者と支援者のマッチング	
(3) 福祉・健康普及啓発事業	1事業あたり30千円（上限3事業）
地域住民の福祉意識の啓発を目的とした研修 健康づくりや介護予防に関する講演会、など	
(4) 交流会事業	1事業あたり30千円（上限3事業）
会食・配食、入浴会、異世代交流会など行事	
(5) サロン事業	1事業あたり10千円（上限3事業）
ミニデイ、ミニサロン、子育てサロンなどの事業	

新たな枠組み（H29～）

<b>1 基本活動費</b>	
助成額	
基本活動費基準額	<b>250千円</b>
地区の世帯数に応じた傾斜配分	±50千円
地区の高齢化率に応じた傾斜配分	30%以上+10千円、 <b>35%以上+15千円、40%以上+20千円</b>
助成対象とされる事業	
現行と同じ	
<b>2 事業加算費</b>	
(1) 基本活動強化事業	
① 見守り体制整備	50千円
<u>現行の「見守りカード作成」に加えて、「活動者装着品（ネームプレートや腕章等）」や「訪問世帯に配布する啓発品（防犯・交通安全・防災など）」を助成対象とする。</u>	
② 相談室・電話相談	30千円
現行と同じ。	
③ 世帯名簿と活動記録票の整備	10千円・30千円・50千円
<u>世帯名簿と活動記録簿の整備状況に応じた助成を新設する。</u> <u>整備地区（単位町内会・福祉推進委員会）1か所以上で10千円、5割以上で30千円、8割以上で50千円の範囲内で必要経費を助成する。</u>	
(2) 地域福祉あんしん推進事業	
① 住民意識調査	30千円
現行と同じ	
② 福祉マップ・災害時要配慮者避難支援	<b>50千円</b>
助成対象となる事業内容は現行と同じ。助成上限額は定額とする。	
(3) ふれあい交流事業	<b>180千円</b>
<u>現行2(3)(4)(5)の事業を統合する。</u> <u>また、1事業あたりの助成上限額は現行同様30千円とするが、助成対象事業数の上限は撤廃する。</u> ※ 180千円の範囲内であれば、現行2(3)(4)(5)の事業を自由に組み合わせて行うことが可能となる（活動例は以下のとおり）。 例①：1事業あたり20千円の助成を受けてサロンを9か所で開催 例②：1事業あたり30千円の助成を受けて交流会を6回開催	
(4) 福祉除雪協力事業	50千円
<u>福祉除雪事業における担い手（地域協力員）の確保や、利用世帯と地域協力員のマッチングに取り組む地区に、必要経費（事務用品費、通信費、広報費、会場費など）を助成する。</u>	

変更

変更

新設

変更

変更（統合）

新設

※ 「新たな枠組み」の表中、太字下線部分が、現行から見直しを行った箇所